

# 社会福祉法人小田原福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人小田原福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

## (報酬等の額の決定)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる各号に定める範囲内で決定する。

- 2 この法人の理事の報酬総額は、年間360,000円以内とする。
- 3 この法人の監事の報酬総額は、年間140,000円以内とする。
- 4 この法人の評議員の報酬総額は、定款第9条に定める額とする。
- 5 役員に対する報酬は、別記1「役員の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員に対する報酬は、別記1「評議員の報酬」に定める額とする。

## (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、当法人旅費費用弁償に関する規定に基づき出張費として支給することができる。

## (報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年5月24日から施行する。

別記1 役員の報酬

理事：理事会等出席の都度	1人一律	5,000円
監事：監事監査等出席の都度	1人一律	5,000円
		但し、監事監査については、10,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会等出席の都度	1人一律	3,000円
------------	------	--------

